

# ごみ集積場設置基準

## 1. 目的

この基準は、ごみ集積場の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 設置申請事前協議

- (1) ごみ集積場を設置(新築又は全部改築)しようとするもの(地区自治会長等)は、当該集積場へのごみ排出者全員、衛生委員及び土地所有者等の同意を得て、所定の様式に係る書類を添付し、市長と協議を行うものとする。
- (2) 当該集積場において、新たな分別収集等に伴い集積スペースを増築する場合及び老朽化により修繕を行なうときも、所定の様式に係る書類を添付し、市長と協議を行うものとする。

## 3. 集積場の設置要件

- (1) 原則として、4tの収集車が通行可能な道路(巾員4.5m以上)及び通り抜けできる道路に面し道路用地以外の場所であること。
- (2) 収集作業のうえで交通上の支障又は危険性がなく、かつ道路交通法等の関係法令に抵触しない場所であること。
- (3) 集積場の面積は、1世帯当たり0.2㎡以上を基準とし、概ね50世帯に1箇所の計画で設置すること。
- (4) 金属製又はコンクリート製等、耐久性が高く固定式であること。
- (5) 犬、猫、鳥等によるごみの飛散を防止することができる構造であること。
- (6) 燃やせるごみの集積場としてボックス型等を設置するときは、道路事情等により特に市長が認めたものとする。

## 4. 集積場の管理

- (1) 集積場は、申請者及び自治会において管理するものとする。
- (2) 集積場は、常に清潔にし排出物の飛散防止を図るなど環境衛生上支障のないように努めるものとする。

## 5. その他

開発行為に関わる集積場については、上記設置要件に基づき、開発行為者が自ら設置するものとする。